

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成30年3月16日
(平成30年2月受付分)



平成30年2月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、6件でした。今回は(独)国民生活センターの子どもサポート情報を情報提供します。

◆安易に投稿しない！ ネットとの賢い付き合い方を考えよう

事例1：中学生の息子が動画投稿サイトに、通っている中学校の校章が付いたジャージを着たまま投稿してしまった。その後、IDやパスワードが分からなくなり動画が消せなくなった。(当事者：中学生 男性)

事例2：中学生の娘が友人と撮った写真をSNSにアップしていた。設定を公開にしていたため、誰もが見られる状態になっていた。気が付いて非公開にしたが、すでに流出した写真の情報を削除したい。(当事者：中学生 女性)



👉 アドバイス

- 子どもが、個人が特定される可能性がある動画や画像、書き込みをSNS等に投稿してしまったが、「削除したい」「削除が出来なかった」などの相談が寄せられています。
- ネット上の動画・画像や書き込みは、投稿・送信した本人が削除しても、完全に消し去ることが出来ないことがあります。また、個人情報が漏れることにより大きなトラブルに発展する場合もあるので、安易に投稿しないようにしましょう。
- インターネットを便利に安全に使うため、まずはリスクを正しく認識し、日ごろから家族や周りの大人とも使い方について話し合しましょう。
- トラブルに遭った際は、まずはサービスを提供している会社に対処方法を確認しましょう。また、画像の削除方法などについての相談窓口として、「違法・有害情報相談センター」(<http://www.ihaho.jp/>)があります。
- 心配なときは、消費生活センターに相談しましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第126号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
18	Q：高校生の娘がネット通販で健康食品を購入した。お試し価格で1回だけのつもりだったが、定期購入になっていた。断りたいが話し中ばかりで電話がつながらない。どうしたらよいか。 A：HPを確認し、定期購入の説明があるが勘違いしたのであれば、その旨を伝え、解約できるか相談すること。電話にでない場合はメールで依頼する。

LINE@で情報発信します！
アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)



ひとりで悩まず、まず相談！！

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)